

雇用調整助成金(厚生労働省)の特例措置の延長(※1)に関するご案内

まん延防止等重点措置対象区域において
知事の要請を受けて営業時間の短縮、
酒類提供・カラオケ設備利用の自粛等に
ご協力いただいた事業者の皆様には
引き続き、労働者に支払った休業手当の
10分の10(※2)が支払われます。

※1 令和3年6月30日までの特例措置となります。

※2 令和3年1月8日から判定基礎期間の末日までに労働者の解雇等を行わない場合に適用される助成率です。

その他、特に業況が厳しい事業主については、地域、業種にかかわらず、10分の10の助成率が同様に適用されます。

詳しくは、以下のコールセンター又は
お近くのハローワークまでお問い合わせください。

雇用調整助成金コールセンター

0120-60-3999

受付時間 : 9:00~21:00(土日、祝日含む)

厚生労働省ホームページ【雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

🔍 検索 雇用調整助成金

